

別表 8 (認定品目：土壤改良材)

認 定 基 準	
項 目	基 準
①対象資材	<p>(1) 普通肥料</p> <p>a.菌体肥料 「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」の「五副産肥料等」の肥料の種類に掲げる「菌体肥料」。</p> <p>b.下水汚泥肥料 「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」の「十三 汚泥肥料等」の肥料の種類に掲げる「汚泥肥料」のうち、原料規格第三中分類番号一原料の種類「下水汚泥」を使用しているもの。</p> <p>(2) バーク肥料 バーク肥料であること。</p> <p>(3) グラウンド舗装用土壤改良材 浄水場から発生する上水汚泥を原材料として製造した運動場等用土壤改良材であること。</p>
②品質性能	<p>(1) 普通肥料</p> <p>a.菌体肥料 肥料の品質の確保等に関する法律第 7 条に基づく普通肥料の登録を受けた肥料で、同法第 3 条の規定に基づく普通肥料の公定規格 (昭和 6 1 年農林水産省告示第 2 8 4 号) 五 副産肥料等の表に掲げる肥料の種類のうち菌体肥料であり、次の基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・含有すべき主成分の最小量</li> <li>・含有を許される有害成分の最大量</li> <li>・その他の制限事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 く溶性りん酸を含有する原料及び可溶性りん酸を含有する原料を使用する肥料にあつては、く溶性りん酸又は可溶性りん酸のいずれか一を保証するものであること。</li> <li>二 アルカリ分を含有する原料及び石灰を含有する原料を使用する肥料にあつては、アルカリ分または石灰のいずれか一を保証するものであること。</li> <li>三 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</li> <li>四 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</li> <li>五 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</li> </ul> </li> </ul> <p>b.下水汚泥肥料 同公定規格十三汚泥肥料等の表に掲げる肥料の種類のうち、汚泥肥料であつて、原料規格第三に掲げる分類番号一原料の種類下水汚泥を使用し、次の基準に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・含有を許される有害成分の最大量</li> <li>・その他の制限事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>植害試験の調査を受けていない汚泥を原料とする肥料にあつては、植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</li> </ul> </li> </ul>

	<p>(2) バーク肥料  肥料の品質の確保等に関する法律第22条に基づく特殊肥料として届出がなされた肥料で以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比 50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。(環境物品等の調達の推進に関する基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物の含有率(乾物) 70%以上</li> <li>・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下</li> <li>・陽イオン交換容量〔CEC〕(乾物) 70meq/100g以上</li> <li>・pH 5.5～7.5</li> <li>・水分 55～65%</li> <li>・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常を認めない</li> <li>・窒素全量〔N〕(現物) 0.5%以上</li> <li>・りん酸全量〔P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>〕(現物) 0.2%以上</li> <li>・加里全量〔K<sub>2</sub>O〕(現物) 0.1%以上</li> </ul> <p>(3) グラウンド舗装用土壌改良材</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 改良土が耐水性団粒構造であること。</li> <li>b. 運動場等の排水性(透水性)の改善に効果があること。</li> <li>c. 改良土のプロクターニードル貫入抵抗標準値が別表8-1の値であること。</li> </ol>
<p>③再生資源の含有率</p>	<p>(1) 普通肥料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 菌体肥料  食品等工場活性沈殿物を100%使用しているもの。又は、食品等工場活性沈殿物に、動物由来物質、植物由来物質又は菌体由来物質を混合したものを100%使用しているもの。</li> <li>b. 下水汚泥肥料  下水汚泥を100%使用しているもの。</li> </ol> <p>(2) バーク肥料  再・未利用木材を100%使用しているもの。</p> <p>(3) グラウンド舗装用土壌改良材  浄水場から発生する上水汚泥を100%使用しているもの。  なお、環境負荷低減等の効果が認められるものについては、その他の有機質再生資源の混入を妨げない。</p>
<p>④環境安全性</p>	<p>(1) 普通肥料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 菌体肥料  ②品質性能に係る基準のうち普通肥料に関する基準に同じ(その他の制限事項のうち一から三を除く。)</li> <li>b. 下水汚泥肥料  ②品質性能に係る基準のうち普通肥料に関する基準に同じ(その他の制限事項のうち一を除く。)</li> </ol> <p>(2) バーク肥料  基準なし。</p> <p>(3) グラウンド舗装用土壌改良材  製品又は再生資源が溶出量基準I群及び含有量基準群に適合すること。</p>

⑤品質管理	<p>(1) 普通肥料 肥料の品質の確保等に関する法律における審査項目（同法第3条第1項に掲げる普通肥料の公定規格）に適合することを確実に確認できる品質管理体制で製造等がなされること。</p> <p>(2) 特殊肥料のうちバーク堆肥 バーク堆肥の品質基準への適合状況について確実に確認できる品質管理体制で製造等がなされること。</p> <p>(3) グラウンド舗装用土壌改良材 別表8-2に定める品質管理の内容が確実に実施される品質管理体制で製造等がなされること。</p>
⑥環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表8-3に示す項目について、総合的に環境負荷が増大しない、又は環境負荷低減効果があること。</li> </ul>

別表8-1 プロクターニードル貫入抵抗標準値

公益財団法人 日本スポーツ施設協会 屋外スポーツ施設の建設指針（令和5年改訂版）

競技種目	貫入規格値		備考
	lb：ポンド	N：ニュートン	
陸上競技場	50～110	222～488	トラック及び滑走路
野球場	30～80	133～355	芝生舗装を除く
多目的運動場及び校庭	40～100	178～444	芝生舗装を除く
テニスコート	40～110	178～488	
サッカー場	30～80	133～355	芝生舗装を除く

(注) 供用開始後、おおよそ1カ月後の数値を示す。

別表8-2 品質管理

項目	内容	実施頻度
1 定期管理	<p>(1) 検査（公的機関による検査）</p> <p>①改良土製造施設で使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質性能に係る申請内容（プロクターニードル貫入抵抗標準値）への適合状況の確認</li> <li>透水試験（「土の透水試験方法」JIS A 1218 に準拠。）による透水性が向上することの確認</li> </ul> <p>②現場で使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質性能に係る申請内容（プロクターニードル貫入抵抗標準値）への適合状況の確認</li> <li>透水試験（「土の透水試験方法」JIS A 1218 に準拠。）による透水性が向上することの確認</li> <li>その他工事発注者が要求する品質性能への適合状況を確認すること</li> </ul>	<p>①の場合は 6月に1回以上</p> <p>②の場合は 1工事に1回以上</p>

	<p>(2) その他（実施機関を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改良土が耐水性を有していることの水壊試験等による確認</li> <li>・改良土が団粒構造であることの写真による確認</li> <li>・異物除去体制の整備及び除去の実施</li> <li>・原材料、再生資源及び製品の保管状況写真撮影</li> </ul>	6月に1回以上
2 日常管理	<p>(1) 検査（検査機関を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質性能に係る申請内容（プロクターニードル貫入抵抗標準値）への適合状況の確認</li> <li>・透水試験（「土の透水試験方法」JIS A 1218 に準拠。）による透水性が向上することの確認</li> </ul>	上記以外の月に1回以上及び原材料又は再生資源の変質時
	<p>(2) その他（実施機関を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改良土が耐水性を有していることの水壊試験等による確認</li> <li>・改良土が団粒構造であることの写真による確認</li> <li>・異物除去体制の整備及び除去の実施</li> <li>・原材料、再生資源及び製品の保管状況写真撮影</li> </ul>	随時
3 その他の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品保管の累積により製品の形状を著しく変化させ品質が損なわれないよう、また、風雨等により製品の流出等がないよう製品の管理を行うこと。</li> <li>・事前に現地土の調査を行い、改良土が品質性能を満たすことを確認すること。</li> </ul>	常時

別表 8 - 3 環境負荷増減状況

	段階	新材製品との比較内容
環境負荷増減検討項目	製造	ア 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大していないか。
	流通	イ 運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質等による環境負荷を与えないか。
	使用消費	ウ 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵等として排出される可能性はないか。